

秋田市は、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第6条の規定により、平成18年8月28日に特定事業として選定した新屋比内町市営住宅建替事業について、平成18年12月25日に同事業事業者選定委員会から最優秀提案および優秀提案の選定結果の報告を受け、第7条第1項の規定により、次のとおり、優先交渉権者および次点交渉権者を決定したので、公表する。

なお、同法第8条の規定に基づく客観的な評価については、優先交渉権者と基本協定を締結した後、公表する。

平成18年12月26日

秋田市長 佐竹 敬久

記

1. 事業名

新屋比内町市営住宅建替事業

2. 応募者(五十音順)

秋田市西部開発グループ(代表企業 山科建設株)
大和ハウス工業グループ(代表企業 大和ハウス工業株 秋田支店)
チーム・あきた (代表企業 中田建設株)
チーム たいよう (代表企業 瀬下建設工業株)
みらいグループ (代表企業 みらい建設工業株)

3. 優先交渉権者および次点交渉権者

優先交渉権者：中田建設株を代表企業とする応募者(提案受付番号3)

次点交渉権者：瀬下建設工業株を代表企業とする応募者(提案受付番号1)

なお、応募参加資格の確認審査の結果、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていることを確認し、平成18年10月27日付けで、その旨を公表した応募者のうち、構成員又は協力企業等が、資格確認申請書等の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった秋田市西部開発グループ(代表企業 山科建設株)を平成18年12月25日付けで失格とした。

(参考)募集要項 P17 第3 1 .

(4) 資格確認申請書等の受付日以降の取り扱い

参加資格を有すると認められた応募者の構成員又は協力企業等が、資格確認申請書等の受付日以降に参加資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりとする。

ア. 資格確認申請書等の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業等に参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。